横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限に関する事務手続要綱（平成22年9月30日都知ま第1086号）新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正後（案） |
| 第１章　省略  第２章　省略  第３章　都市緑地法に基づく建築物の緑化率に関する制限についての手続  （緑化率の適用除外に関する許可の申請書）  第19条　規則第13条第１項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の適用除外に関する許可申請書（様式（緑化率）第１号）とする。  （緑化率の適用除外に関する許可又は不許可の通知）  第20条　（第１項及び第２項省略）  ３　市長は、第１項の審査の結果、適合しないと認めたとき、又は当該申請に係る書面の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化率の適用除外に関する不許可書（様式（緑化率）第３号）を当該申請者に交付しなければならない。  　　　　（第４項省略）  （緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請書）  第27条　規則第17条第１項（第31条第３項において準用する場合を含む。）に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率適合証明申請書（様式（緑化率）第12号）とする。  第４章　省略  第５章　雑則  （委任）  第46条　この要綱の施行に関し必要な事項は、環境創造局長、建築局長及び都市整備局長が定める。  附　則  この要綱は、平成22年10月１日から施行する。  附　則（令和３年４月１日都地ま第1455号）  この要綱は、令和３年４月１日から施行する。  新規 | 第１章　省略  第２章　省略  第３章　都市緑地法に基づく建築物の緑化率に関する制限についての手続  （緑化率の適用除外に関する許可の申請書）  第19条　規則第13条第１項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書（様式（緑化率）第１号）とする。  （緑化率の適用除外に関する許可又は不許可の通知）  第20条　（第１項及び第２項省略）  ３　市長は、第１項の審査の結果、適合しないと認めたとき、又は当該申請に係る書面の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化率の適用除外に関する不許可通知書（様式（緑化率）第３号）を当該申請者に交付しなければならない。  　（第４項省略）  （緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請書）  第27条　規則第17条第１項（第31条第３項において準用する場合を含む。）に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率適合証明（変更）申請書（様式（緑化率）第12号）とする。  第４章　省略  第５章　雑則  （委任）  第46条　この要綱の施行に関し必要な事項は、みどり環境局長、建築局長及び都市整備局長が定める。  附　則  この要綱は、平成22年10月１日から施行する。  附　則（令和３年４月１日都地ま第1455号）  この要綱は、令和３年４月１日から施行する。  　附　則  （施行期日）  １　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限に関する事務手続要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。  ３　この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理の処理については、なお従前の例による。 |